

全国健康保険協会ホーム > 協会けんぽ > 協会けんぽの事業 > 健康保険制度について > 健康保険制度の概要 > 医療保険制度改正 > 健康保険法等の一部改正に伴う各種制度の見直しについて（傷病手当金、任意継続、出産育児一時金）

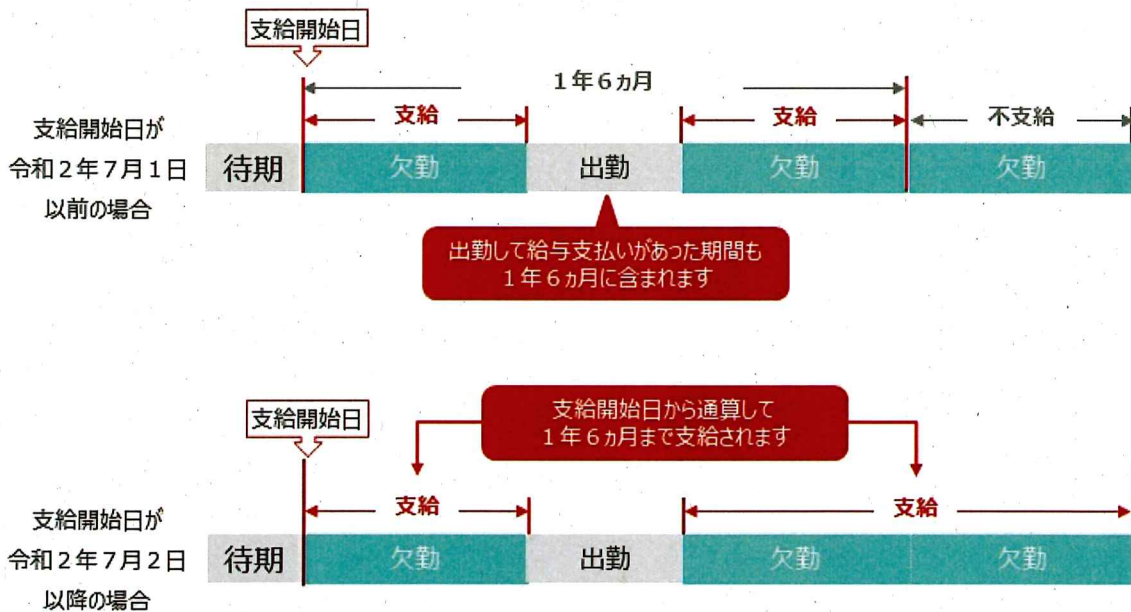
健康保険法等の一部改正に伴う各種制度の見直しについて（傷病手当金、任意継続、出産育児一時金）

令和4年1月1日から施行される「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、傷病手当金の支給期間及び任意継続被保険者の資格喪失事由の見直しが行われます。また、産科医療補償制度の掛金の引き下げに伴い、出産育児一時金の金額も一部変更となります。改正法等の主要内容は以下をご覧ください。

■ 傷病手当金の支給期間が通算化されます

傷病手当金が支給される期間は、令和4年1月1日より、支給を始めた日から通算して1年6ヵ月に変わります。ただし、支給を始めた日が令和2年7月1日以前の場合には、これまでどおり支給を始めた日から最長1年6ヵ月です。

支給期間の考え方



[傷病手当金の制度についてはこちらをご覧ください。](#)

■ 任意継続被保険者の資格喪失事由が追加されます

任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を加入する協会けんぽ都道府県支部に申し出た場合には、その申出が受理された日の属する月の翌月1日にその資格を喪失します。

令和4年1月1日より資格喪失を希望する旨の申出が可能となるため、申出による資格喪失日は最も早くて令和4年2月1

日となります。

申出方法：加入する協会けんぽ都道府県支部へ「[資格喪失申出書](#)」をご提出ください。

[任意継続被保険者制度についてはこちらをご覧ください。](#)

■ 出産育児一時金の支給額の内訳が変わります

産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合や妊娠週数22週未満で出産された場合の出産育児一時金は40.8万円に引き上げられました。なお、令和3年12月31日以前の出産の場合はこれまでどおり40.4万円となります。

支給額

産科医療補償制度に加入の医療機関等で 妊娠週数22週以降に出産した場合	1児につき42万円
産科医療補償制度に未加入の医療機関等で 出産した場合	1児につき40.8万円 (※令和3年12月31日以前の出産の場合は40.4万円)
産科医療補償制度に加入の医療機関等で 妊娠週数22週未満で出産した場合	1児につき40.8万円 (※令和3年12月31日以前の出産の場合は40.4万円)

[出産育児一時金の制度についてはこちらをご覧ください。](#)

統計情報

個人情報保護

事務処理誤り

保険者番号について

| [申請書ダウンロード](#) | [メールマガジン](#) | [リンク](#) | [このWEBサイトについて](#) | [ご意見・ご提案](#) | [アクセシビリティポリシー](#) | [サイトマップ](#) |

